

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下法という。)に基づき、要件を満たした障害児者に対してサービスの支給等を行っている。特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ②計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給 ③障害支援区分の認定、変更の認定 ④特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請、支給決定 ⑤地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ⑥療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 ⑦高額障害者福祉サービス等給付費の支給申請の受理 ⑧他の法令による給付との調整 ⑨自立支援医療費の支給、医療受給者証の交付申請の受理、支給決定、支給認定の変更、申請内容の変更、支給認定の取り消し、審査及び支払い ⑩指定自立支援医療機関の選定 ⑪医療受給者証の交付、再交付、返還請求 ⑫補装具費の支給申請の受理、支給決定 ⑬地域生活支援事業に関する事務 (1)相談支援事業、(2)意思疎通支援事業、(3)日常生活用具の給付等事業、(4)移動支援事業、(5)地域活動支援センター機能強化事業、(6)理解促進・啓発事業、(7)自発的活動支援事業、(8)成年後見制度利用支援事業(9)手話奉仕員養成研修事業、(10)自動車改造費助成事業、(11)自動車運転免許取得助成事業、(12)施設入所者就職支度金給付事業、(13)巡回入浴サービス事業、(14)ハウスクリーニング事業、(15)住宅設備改善費給付事業、(16)救急代理通報システム事業、(17)日中一時支援事業、(18)重度障害者等就労支援特別事業
③システムの名称	GPRIME 福祉総合システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)

2. 特定個人情報ファイル名

自立支援給付・地域生活支援事業に関する情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号利用法 第9条第1項、別表117の項 2. 番号利用法第9条第1項別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会: 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表144、145、146 情報提供: 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部障害者支援課
②所属長の役職名	障害者支援課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 福祉部 障害者支援課 障害認定事務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザ認証の管理、アクセス権限の管理を行っている。	

變更箇所

[illegible]